

税関	神戸	回答 年月日	平成 28 年 10 月 11 日
品名	フィルム		
照会内容	<p>フィルムを輸入し、当該フィルムに本邦で調達した生地（表地・裏地）を貼り合わせて3層の生地加工した後、再輸出する。フィルムの輸入に際し、関税定率法第 17 条第 1 項第 1 号の規定の適用は可能か。</p>		
照会貨物の概要	<p>【性状】 色：白色、形状：膜状</p> <p>【加工内容】 フィルムに接着剤を塗布し乾燥させた後、国内調達資材である表地と圧着。 上記 で生地を貼ったフィルムの裏面に再度接着剤を塗布し、乾燥後同じく国内調達資材である裏地を圧着して3層にする。</p> <p>【その他】 輸入申告ごとに管理台帳を作成し、フィルム数量を管理。</p>		
回答	関税定率法第 17 条第 1 項第 1 号の規定の適用は可能である。		
理由	<p>本品は、加工内容並びに輸入貨物及び輸出貨物の形状のほか、管理台帳において数量管理を行うことから、再輸出の際に輸入された物品の確認が容易に行えると認められるため、関税定率法施行令第 31 条第 7 号に該当するとして、関税定率法第 17 条第 1 項第 1 号の規定の適用は可能である。</p>		